

**第30次地方制度調査会の答申を踏まえた
今後の中核市・特例市制度見直しにおける
保健所の扱いに関する要請**

平成25年11月

全国特例市市長会

第30次地方制度調査会の答申を踏まえた今後の中核市・特例市制度見直しにおける保健所の扱いに関する要請

本年6月25日、第30次地方制度調査会より「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」が安倍内閣総理大臣に提出されました。

中核市・特例市制度はそれぞれ平成6年、平成11年に創設され、地域の中心的な基礎自治体としてその役割を果たしてきており、その取組の成果に対する一定の評価をいただきましたが、その中で、新たな中核市・特例市の形として「保健所の設置により両制度を統合し、より一層の事務の移譲を推進すべき」との方向性が示されました。

全特例市を対象とした権限移譲に係るアンケートによれば、保健所設置を積極的に検討している（していく）市は40市中9市（既に設置している市を含めると12市）にとどまっているのが現状であり、その理由としては、多くの市が保健所設置に係るメリットとして保健センター業務との連携強化等を挙げつつも、人的・財政的な面での支援不足を大きな課題として挙げています。

こうした状況を踏まえ、今後の中核市・特例市制度の抜本的な見直しに関し、とりわけ保健所の設置に関する事柄を中心に次の事項についてご配慮いただくよう要請します。

1 保健所設置に係る人的・財政的支援をすること

医師等の専門職の確保が困難であるという人材確保面での課題や、権限移譲を受ける保健所設置市の職員が短期間に専門的な知識や経験を習得しなければならないという人材育成面での課題があるため、都道府県から特例市への権限の移行期間に係る人事交流や権限移譲に伴う職員や事務の引継等に関して都道府県や市に対し支援すること。

また、新たな保健所の施設整備に係る多額の費用が見込まれ、初期投資及び運営費の額の大きさから設置に向けた議論が進みにくい現状がある。権限の移譲を推進するためにも保健所設置市への財政的な措置をすること。

2 保健所の所管区域の見直しに関して国及び都道府県、基礎自治体が課題を共有し、解決に向けた取組をすること

保健所所管区域は医療法や介護保険法に規定する区域を参酌し設定されているが、1市1保健所ではなく複数の市町村を圏域として設定されていることが多い。しかし、近年の市町村合併の進展や中核市移行の増加に伴い、保健所所管区域におけるいわゆる「飛び地」や「虫食い」の問題が発生している。

現在の特例市の中にも当該特例市を含む複数の市町村で一つの保健所所管区域（圏域）として設定されているところが多いため、今後の中核市・特例市統合の中で保健所の権限

移譲が進展した場合、同様の問題が発生することが想定される。飛び地等問題やそれに伴う圏域の見直しは特例市単独では解決できないことから、国と都道府県、基礎自治体でその圏域見直しに関する課題を共有し、その解決に向けて積極的に取り組むこと。

平成25年10月29日

全国特例市市長会

全国特例市市長会名簿

会 長	鳥 取 市 長	竹 内 功
副 会 長	春 日 井 市 長	伊 藤 太
副 会 長	茅 ヶ 崎 市 長	服 部 信 明
監 事	太 田 市 長	清 水 聖 義
監 事	明 石 市 長	泉 房 穂
	八 戸 市 長	小 林 眞
	山 形 市 長	市 川 昭 男
	水 戸 市 長	高 橋 靖
	つ く ば 市 長	市 原 健 一
	伊 勢 崎 市 長	五 十 嵐 清 隆
	熊 谷 市 長	富 岡 清
	川 口 市 長	岡 村 幸 四 郎
	所 沢 市 長	藤 本 正 人
	春 日 部 市 長	石 川 良 三
	草 加 市 長	田 中 和 明
	越 谷 市 長	高 橋 努
	平 塚 市 長	落 合 克 宏
	小 田 原 市 長	加 藤 憲 一
	厚 木 市 長	小 林 常 良
	大 和 市 長	大 木 哲
	長 岡 市 長	森 民 夫
	上 越 市 長	村 山 秀 幸
	福 井 市 長	東 村 新 一
	甲 府 市 長	宮 島 雅 展
	松 本 市 長	菅 谷 昭
	沼 津 市 長	栗 原 裕 康
	富 士 市 長	鈴 木 尚
	一 宮 市 長	谷 一 夫

四日市市長
岸和田市長
吹田市長
枚方市長
茨木市長
八尾市長
寢屋川市長
加古川市長
宝塚市長
松江市長
呉市長
佐世保市長

田中俊行
野口聖
井上哲也
竹内脩
木本保平
田中誠太
馬場好弘
樽本庄一
中川智子
松浦正敬
小村和年
朝長則男